

審 第 2 4 0 4 号
答 申 第 5 3 9 号
令 和 2 年 3 月 3 日

千葉県公安委員会委員長
岩沼 静枝 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年10月3日付け公委（〇〇〇〇警）発第1号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第960号

平成30年7月17日付けで審査請求人から提起された、平成30年5月14日付け〇〇
〇〇警発第94号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成30年4月13日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成15年11月30日、〇〇〇〇病院で子供が異状死させられた。私は直ちに〇〇〇〇警察署に通報した。〇〇〇〇、〇〇〇〇両警察官が病院に行った証拠があるが私は何等の報告も受けていない。全ての捜査記録、作成した事件関係文書の開示を求める。」

3 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第11条の規定により本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないとして、平成30年5月14日付け〇〇〇〇警発第94号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成30年7月17日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定の取消し及び行政文書の全面開示を求める。

2 審査請求の理由

条例第8条第2号に該当するから公開しないとすることが理由がない。

そもそも第8条第2号などというものは存在しない。正しくは第8条第1項第2号である。条例により全面開示しなければならないと定められている。警察の文書には全く理由がない。条例第8条本文、同条第2号イロハ及び同条第3号ただし書により、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるから、警察職員名、病院職員名等を含み捜査記録は全て情報開示しなければならない。

警察は医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第21条により、異状死を検案し死体検案書を作成しなければ法律違反である。法第21条により情報は公開されなければならない。

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるから、警察職員名、病院職員名等を含み捜査記録は全て情報開示しなければならない。

上記で述べたように、条例第8条本文、同条第2号イロハ及び同条第3号ただし書により、捜査に当たった公務員である警察官の名前及び病院関係者名を含み、警察は捜査情報を開示しなければならない。

条例第11条により情報を公開しないというのは理由がないので至急情報を開示するよう求める。なお、情報を公開しないのは条例違反及び法令違反ばかりでなく憲法違反である。

3 反論書の要旨

法第21条違反、死体検案書作成義務違反、死体発見報告書を作成しなかった「死体発見報告要領の制定について（平成3年例規（捜一）第39号）」違反等がある。

法第21条は法律であり、被害者からの被害届を受けて警察は異状死があったことを知ったにもかかわらず、法律に背いて捜査をせず、死体検案書を作成せず、採血もしなかったのは重大な法律違反である。

警察は犯罪が行われたことを知ったときは、捜査をしなければならない。ところが、警察は捜査を全く行っておらず、〇〇〇〇病院が異状死ではないと言ったから異状死ではないと思った等と弁明しているが、それでは警察はいらない。

そして警察の弁明書を審査請求人に送ってきたが、公安委員会が弁明書を審査請求人に送ってきた理由を求める。公安委員会は警察の上部機関とされているということだが、この弁明書を私に送ってきた理由を求める。

警察は感染があったということを私や病院関係者から聞き、また死亡診断書で知ったのであるから、なぜ捜査をしなかったのか回答を求める。

警察は感染があり、異状死に間違いないことが分かったのであるから、死体検案書を作成しなければならなかった。原因究明のために採血をしると審査請求人が要求したにもかかわらず、採血をしなかった理由は何か回答を求める。

県警には死体発見報告書を作成しなかった「死体発見報告要領の制定について（平成3年例規（捜一）第39号）」違反等がある。

警察の法第21条違反による捜査拒否、死体検案書の未作成は犯罪である。

法第21条等の法律違反、基本的人権侵害の憲法違反等がある。

第4 実施機関の弁明要旨

1 不開示の理由について

本件請求は、特定の日時、特定の場所において死亡した個人に関する情報の請求であるが、本件請求に係る文書が存在するか否かを答えることは、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより、個人及び家族の権利利益が侵害されるおそれがあり、また、特定の個人が異状死したかどうかを明らかにすることになるため、条例第8条第2号に該当する。

よって、本件請求に係る文書が存在するか否かを回答すること自体が、具体的な請求内容に関する文書の存在を明らかにしてしまうことになるため、当該行政文書の存否については回答できない。

2 弁明の内容

(1) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、上記第3の1のとおり、条例第11条により情報を公開しないというのは理由がない旨主張する。

しかし、本件請求は、特定の日時、特定の場所において死亡した個人に関する情報について開示を求めるものであり、本件請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、特定年月日に特定の病院の患者が異状死したか否かという事実の有無を明らかにすることになる。そして、上記の事実の有無という情報は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、通常他人に知られたくない、個人の一身上の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそ

れがあると認められるため、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書の不開示情報の例外として開示する情報に該当しないため不開示とすべき情報である。

なお、請求人は「条例第8条第2号」は存在しないなどと申し立てるが、条例第8条は第2項以降が規定されていないことから「条例第8条第2号」と表記することに何ら誤りはない。

したがって、本件決定は、違法又は不当ではない。

(2) 開示請求権の一般的性格について

条例は、何人にも開示請求権を認め、同じ請求に対しては何人にも同じ情報を開示することから、自己の個人情報の開示請求である等の事情を考慮しない。したがって、当該情報が審査請求人の家族に関する情報であったとしても条例第8条第2号に規定する個人情報に該当し、同号のただし書に該当しない限り不開示情報になることは明らかである。

3 結論

以上のことから、本件決定は適法かつ妥当であると考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 対象文書について

本件請求に係る行政文書は、上記第2の2のとおり、「平成15年11月30日、〇〇〇〇病院で子供が異状死させられた。私は直ちに〇〇〇〇警察署に通報した。〇〇〇〇、〇〇〇〇両警察官が病院に行った証拠があるが私は何等の報告も受けていない。全ての捜査記録、作成した事件関係文書の開示を求める。」に関する文書である。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求が特定の日時及び特定の場所において死亡した個人に関する情報の請求であり、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより、個人及び家族の権利利益が侵害されるおそれがあること、また、特定の個人が異状死したかどうかを明らかにすることになることから、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、条例第8条第2号に該当する不開示情報を開示することと同様

の結果を生じさせるとして、条例第11条を理由に開示請求に係る文書の存否を明らかにせず本件請求を拒否する決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定を取り消して、本件請求に係る行政文書の全部開示を求めると主張しているため、本件決定の妥当性について、以下検討する。

3 本件決定の妥当性について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

本件開示請求書の内容には「子供が異状死させられた」という個人に関する記載があるものの、当該文書が存在するか否かを答えることで、実施機関が通報を受けて捜査を行ったか否かは明らかになるとしても、このことから直ちに子供が異状死させられたという事実の有無が明らかになるとは認められない。

この点、実施機関は上記2のとおり決定を行っているが、上述のとおり、本件請求に係る行政文書の存否を答えることにより、子供が異状死させられたという事実の有無が明らかになるとは認められないから、本件請求が個人に関する情報の請求であるとしている実施機関の判断は首肯できない。

4 当審査会の職権判断について

(1) 本件請求に係る行政文書について

本件開示請求書の内容を合理的に解釈すると、本件請求に係る行政文書は、平成15年11月30日に、〇〇〇〇病院（以下「本件病院」という。また、本件病院を管理、運営しているのは〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）という法人である。）に対して、子供が異状死させられたとする通報を受けた実施機関によって行われた捜査の記録及び作成された事件関係文書と解すべきである。

したがって、本件請求に係る行政文書の存否を答えることにより明らかになるのは、特定の年月日に本件病院が、子供が異状死させられたとする通報を受けた実施機関によって捜査されたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）であると認められる。

(2) 条例第8条第3号該当性について

ア 条例第8条第3号イは、法人その他の団体に関する情報であって、「公にするこ

とにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

そこで、実施機関は不開示の理由とはしていないが、当審査会の職権により、本件存否情報が条例第8条第3号イに該当するか以下検討する。

異状死体の定義に関して、日本法医学会の作成する異状死ガイドラインでは、異状死体は、「確実に診断された内因性疾患で死亡したことが明らかである死体以外の全ての死体」と定義されている。具体的には、診療行為に関連した予期しない死亡の場合のみならず、交通事故による死をはじめとした、病院の診療の有無を問わない事故の場合なども挙げられている。

一方で、一般に「異状死させられた」といった場合、上記の異状死体の定義とは異なり、病院における診療行為の過誤又は過失によって引き起こされた死という態様を想起させる。

そうすると、本件存否情報を明らかにした場合、本件病院が必ずしも診療行為に関連した過誤又は過失によって異状死を引き起こしたとは言えないにもかかわらず、病院の診療行為に関連した過誤又は過失によって子供の死が引き起こされたのではないかの憶測を呼ぶことになり、本件病院及び本件病院を運営する本件法人に対する信用・社会的評価を低下させるおそれがある。

したがって、本件存否情報は、本件法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ また、本件存否情報は、本件病院に対する通報及び捜査が行われたかについての情報にすぎず、公にすることによって、人の生命、健康、生活又は財産を保護することになるものとは認められず、同号ただし書には該当しない。

ウ 以上のことから、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、条例第8条第3号イの不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることになるため、実施機関が条例第11条を適用して本件請求を拒否した本件決定は、結論において妥当である。

(3) 条例第8条第2号本文前段該当性について

なお、本件請求には特定の警察職員の氏名が記載されているが、実施機関に確認したところ、当該警察職員は、平成15年11月30日時点で警部補以下の警察官

であることが認められた。

したがって、条例第8条第2号ハ及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第66号）第1号により当該警察職員の氏名は不開示とすることが妥当である。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

6 結論

よって、実施機関の本件決定は、結論において妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年10月 4日	諮問書の受理
平成30年11月 7日	反論書の写しの受理
令和 元年 5月29日	審議
令和 元年 6月26日	審議
令和 元年 7月31日	審議
令和 元年 9月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)